

農林水産省
○経済産業省令第一号
環境省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十一条第二項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

環境大臣 伊藤信太郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成

農林水産省
十三年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。
環境省

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(申請書に添付すべき書類及び図面)</p> <p>第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「法」という。)第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該申請をしようとする者の過去一年間(当該申請の日(次号において「申請日」という。)において当該申請をしようとする者の再生利用事業の実施期間(次号において「実施期間」という。)が一年未満である場合にあつては、過去十ヶ月)における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類</p> <p>三の二 申請日において実施期間が一年未満である場合には、実施期間が一年を経過した日以後速やかに過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類(いずれの書類も前号の規定に基づき提出したものを除く。)を提出することを誓約する書類</p> <p>四～十五 (略)</p>	<p>(申請書に添付すべき書類及び図面)</p> <p>第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「法」という。)第十一条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類</p> <p>(新設)</p> <p>四～十五 (略)</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。